

水戸地裁総第1350号

令和5年7月19日

山中理司様

水戸地方裁判所長 福井章代

司法行政文書不開示通知書

令和5年3月16日付けで申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 布川事件に関する水戸地裁土浦支部昭和45年10月6日判決の担当裁判官が書いてある文書
- (2) 布川事件に関する水戸地裁土浦支部昭和62年3月31日決定の担当裁判官が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の(1)及び(2)の文書は、存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 水戸地方裁判所総務課（文書係） 電話029（224）8408